

# 令和4年度 福島商工会議所 酒類提供飲食店支援事業 「呑ん de 食うポン」実施要項

## 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として当所管内の飲食事業者は売り上げの低迷が続く状況に置かれ、特に酒類を提供している飲食事業者は、新型コロナの第7波の影響もあり厳しい経営を強いられている。

そこで当所では、忘新年会シーズンに向けて当該飲食事業者の支援のため「酒類提供飲食店支援事業」（「呑ん de 食うポン発行事業」）を実施する。

## 事業の概要

### 1. 「呑ん de 食うポン」の発行

発行枚数：30,000部

仕様：A2サイズ、両面カラーで写真掲載、ポケットサイズに折り込み加工

配布予定先：市内ホテル、観光案内所、金融機関、参加店、当所会員事業所、公共施設ほか

### 2. 事業内容

- ・各店舗独自のサービス内容やおすすめメニュー等を写真付きで掲載するリーフレットを作成
- ・掲載するサービス内容は、参加店舗が自由に設定  
(例 ドリンク1杯サービス・おつまみ1品サービス・利用金額の5%引き・宴会プラン500円引き  
当店イチオシメニュー(晩酌セット 2,000円)・セット料金1000円引き・カラオケ無料  
ボトル1000円引き など)
- ・ポスター掲示も行い、お店のPRを図ることで集客・売上増につなげていく

### 3. 使用方法

- ・本リーフレットの提示による各店舗のサービスの提供(スマートフォン画面の提示でも可)

### 4. 参加対象店舗

- ・当所会員事業者で夕刻以降の時間帯に営業している飲食店を営んでいる事業所
- ・飲食を提供するスペースがあり、アルコール類を提供していること
- ・昼夜両方の営業を行っている店舗も参加可能とするが、使用可能時間帯は夕刻以降の営業時間のみ
- ・ホテル、旅館等の場合、サービス内容は宿泊に関するものではなく、飲食に関するものとする  
(例：「宿泊△△円引き」⇒不可、ホテル内レストランでのディナー△△円引き⇒可)

※福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者、そのほか公的な支援を行うことが適当でない認められる事業者は参加対象としない

※参加にあたっては、県が示す「感染拡大防止のための基本対策」に基づく対策を徹底すること

## 5. 事業期間

令和4年11月25日(金) 予定～令和5年2月28日(火)

## 6. 使用可能時間帯

使用可能時間帯は、夕刻以降(概ね16時以降)の営業時間帯とする

## 7. 参加申込

募集店舗数 100 店舗 (先着順)

別紙の参加登録・掲載申込書に必要事項を記載し FAX・メール等にて申込をする

## 8. 参加料

- ・3,000円/1店舗 (1事業者で複数店舗参加の場合は、3,000円×店舗数分)
- ・11月4日(金)までに指定口座へ振込みにて支払う

※指定口座

東邦銀行本店 普通 3428453 福島商工会議所 会頭 渡邊博美

## 9. 申込期限

10月17日(月)(必着) (100店舗に達し次第締切)

## 10. その他依頼事項

- ①本事業の使用状況の把握、効果の検証のため使用状況実績の報告をお願いする  
月ごとの集計を行うので、後日配布する集計表を期日までに商工会議所まで提出いただく
- ②参加店であることが明確にわかるよう、当所から配布する事業ポスターを店舗の見やすい箇所へ掲示する
- ③今回の掲載内容は、写真の掲載もありデータのやり取りが頻繁に発生することから、スムーズな確認作業のため、できる限りパソコンでのメール利用(携帯キャリアメールは除く)をお願いしたい

【本事業の内容等に関するお問い合わせ】

電話 024 - 572 - 7118(直通) FAX024 - 525 - 3566

福島商工会議所 地域振興課 河野・石垣

【申込内容及び掲載原稿に関するお問い合わせ】

電話 024 - 533 - 7237 FAX024 - 533 - 7238

e-mail coupon@sp-plan.jp

広告代理店 アトリエ・オレンジ内 「呑ん de 食うポン」編集担当